

## 五監公告第18号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年11月4日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫

### 1. 監査の種類

定期監査

### 2. 措置を講じた対象課

五泉小学校、川東小学校、橋田小学校、五泉中学校、川東中学校

### 3. 監査の期間

令和3年7月20日～令和3年9月28日

### 4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
物品の調達について、一般的な文具や日用品等を市外の業者から多数購入している例が見受けられた。市内有資格業者の優先が規定されている五泉市庁舎等管理業務及び物品入札等指名業者選定要綱に基づき、適正な事務処理に努められたい。	校長会で指摘事項の内容を説明するとともに、物品調達に係る業者選定に当たっては、原則として市内有資格業者を優先するよう、全小中学校に対し通知いたしました。 学校教育課としても、学校における事務処理が適切に行われていることを随時確認し、適正な事務執行に努めてまいります。